

## 支部講師招聘助成金について

国内支部が開催する総会・例会に講師を招聘し、謝礼金及び交通費・宿泊代を支払った場合、如水会事務局は、支部に対し以下の基準に従い助成金を支給する。

《助成基準》

1. 支部が当該講師に支払った謝礼金、交通費、宿泊代の合計金額の 50%を助成金として支給する。  
但し、支給は、1 年度内において合計 2 回迄とし、1 回当たりの支給額は A. から C. に定める額を上限とする。
    - A. 電車等の公共交通機関を利用して合理的なルートにより総会又は例会の開催場所に講師が移動する距離が 0km を超え 50km 未満であるとき 1 万円
    - B. 前A.に規定する距離が 50km 以上のとき 3 万円
    - C. オンラインの利用等により総会又は例会の開催場所に講師が移動しないとき 1 万円
  2. 一橋大学教授（学長・副学長・教授・准教授・講師並びにこれに準ずるもの）が講師として招聘され、大学に於いて公務出張の取扱いとなる場合は、助成金の支給対象とはしない。
  3. 助成金の申請は、如水会事務局宛てに事前申請を行うものとし、会の終了後、講師への支給明細（領収書）を速やかに如水会事務局に報告するものとする。
  4. 本基準に該当しない事例については、その都度、個別審査を行うが、助成金の支給を確約するものではない。

以上

平成 30 年 7 月  
令和 3 年 1 月 改定

- 前述の条件のもと、助成を希望される場合は事前に、「支部行事講師招聘助成申請書」にご記入の上ご提出いただきますようお願い致します。  
事務局で審査の後、助成金支給の可否をご連絡致します。
  - 開催後は速やかに、「支部行事講師招聘報告書」および領収書を如水会にご提出いただきますよう宜しくお願い致します。
  - 事務局で確認後、後日、ご指定の口座にお振込み致します。

◆申請先◆ 一般社団法人 如水会 事業グループ

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-1

TEL : 03-3262-0111

E-mail : jigyo\_group@josuikai.info